

仕様書

1. 業務名

第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会における賓客接遇関連業務

2. 目的及び業務概要

第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会(以下、「大会」という。)においては、国内外から多数の賓客等が来場することが想定されている。愛知県では、大会の開催に伴い来場される賓客に対し、愛知県警察本部や公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会、その他関係機関と連携し、適切に接遇を行う必要がある。

本業務は、賓客に安全かつ快適にお過ごしいただくため、滞りなくかつ確実に業務を遂行することを目的に関連業務を委託するものである。

3. 契約期間

契約締結の日から令和8年11月6日(金)まで

4. 業務内容(業務内容の詳細は別途提供予定の「仕様書(詳細版)」を参照)

① 会場設営・撤去

- (1)会場設営・撤去
- (2)無線機の確保
- (3)会場設営・撤去計画の作成

② 沿道整理・運営補助

- (1)必要人員の確保・配置と人員名簿の作成
- (2)必要物品の作成・必要物品の作成
- (3)配置人員への業務指示及び配置人員の事前教育
- (4)沿道整理・運営補助計画及びマニュアルの作成

③ 総合調整

- ・本事業を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。
- ・業務担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。
- ・本業務全般の実施にあたり、委託者と協議の上、上記①～②の各種業務の実施方針、実施計画書、業務体制図(連絡体制図)を作成すること。

5. その他

(1)契約及び費用

- 本業務を遂行するにあたり必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- 本業務にかかる契約金額については、提案見積額をもと委託者と協議のうえ、確定するものとする。

- 受託者は、本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- 会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

(2)委託業務の報告と支払い

- 受託者は、契約締結後、業務の実施状況を記載した、中間業務報告書(R8年7月31日まで)、業務完了報告書(R8年11月6日まで)をそれぞれ書面により委託者に報告すること。
- 原則、精算払いとする。

(3)業務計画

- 受託者は、業務の開始にあたっては、本業務の実施における実施計画書を提出するとともに、適宜、更新状況を提出すること。なお、委託者が進捗状況等に応じて計画の見直しを求める場合は対応すること。

(4)本業務に係る委託者との打合せ

- 本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、委託者と緊密に連絡をとりながら進め、その指示及び監督を受けなければならない。

(5)再委託について

- 業務の主要な部分や契約金額の相当部分を他の法人等に再委託することは認められないが、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待されるときは、委託者と協議し、承認を得ること。

(6)秘密の保持

- 受託者は、業務遂行上知り得た情報を、契約期間中はもとより契約期間後においても第三者に漏らしてはならない。
- 本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じなければならない。
- 本業務の遂行に伴い取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

(7)著作物の譲渡等

- 成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む)は、委託者に帰属する。
- 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物(映像・写真・音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- 受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- 著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受託者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(8)その他

- 業務実施期間中において、受注者が新たに企画提案し、その内容が業務目的の達成に資すると判断された場合には、発注者と調整を経たうえで、追加することができる。
- 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議を行い、指示に従うこと。
- 業務の実施に当たっては、法令等順守及び必要な安全対策等を徹底すること。業務の実施により、構造物の損傷や人身傷害等が発生した場合は、受託者の責任において対応すること。